

「教育情報の公表」の意義

平成23年8月25日
文部科学省高等教育局大学振興課
石橋 晶

1. 大学教育の現状

(1) 大学改革の主要課題

大学教育の質保証・向上



大学教育の質保証は
国際競争の時代

○大学・大学院教育において、体系性・一貫性のある教育課程を確立

- 「どこの大学を卒業したか」よりも、「何を修得したか」を重視
 - ・明確な教育目標と、修得すべき知識・技能を具体的に提示
 - ・体系性・一貫性あるカリキュラムの編成・実施，厳格な成績評価
- 「設置基準→設置認可→認証評価」の公的な質保証システムを改善
- アジアをはじめ国際的な質保証ネットワークを構築
- 大学の自主的・自律的な教育力向上の取組を実質化（FDの充実等）

これらの情報公表のため省
令改正（平成23年度施行）

機能別分化の促進



どの機能に重点化しても
大学の努力が適切に評価

○各大学が，すべての機能を備えるのではなく，個性・特色を踏まえて，機能別に分化

- 奨励的補助金（例：GP，私学助成の特別補助）は，大学が，各カテゴリーから選択
- 各大学の機能を補完しつつ，全体として質の高い教育を行うため大学間の連携を促進
 - ・例えば，学位の共同授与，共同利用拠点，地域別・機能別のコンソーシアムの形成
- 中教審では，機能別の質保証のための観点・指標の整備を提言

教育研究機能の充実のため
の組織基盤の強化

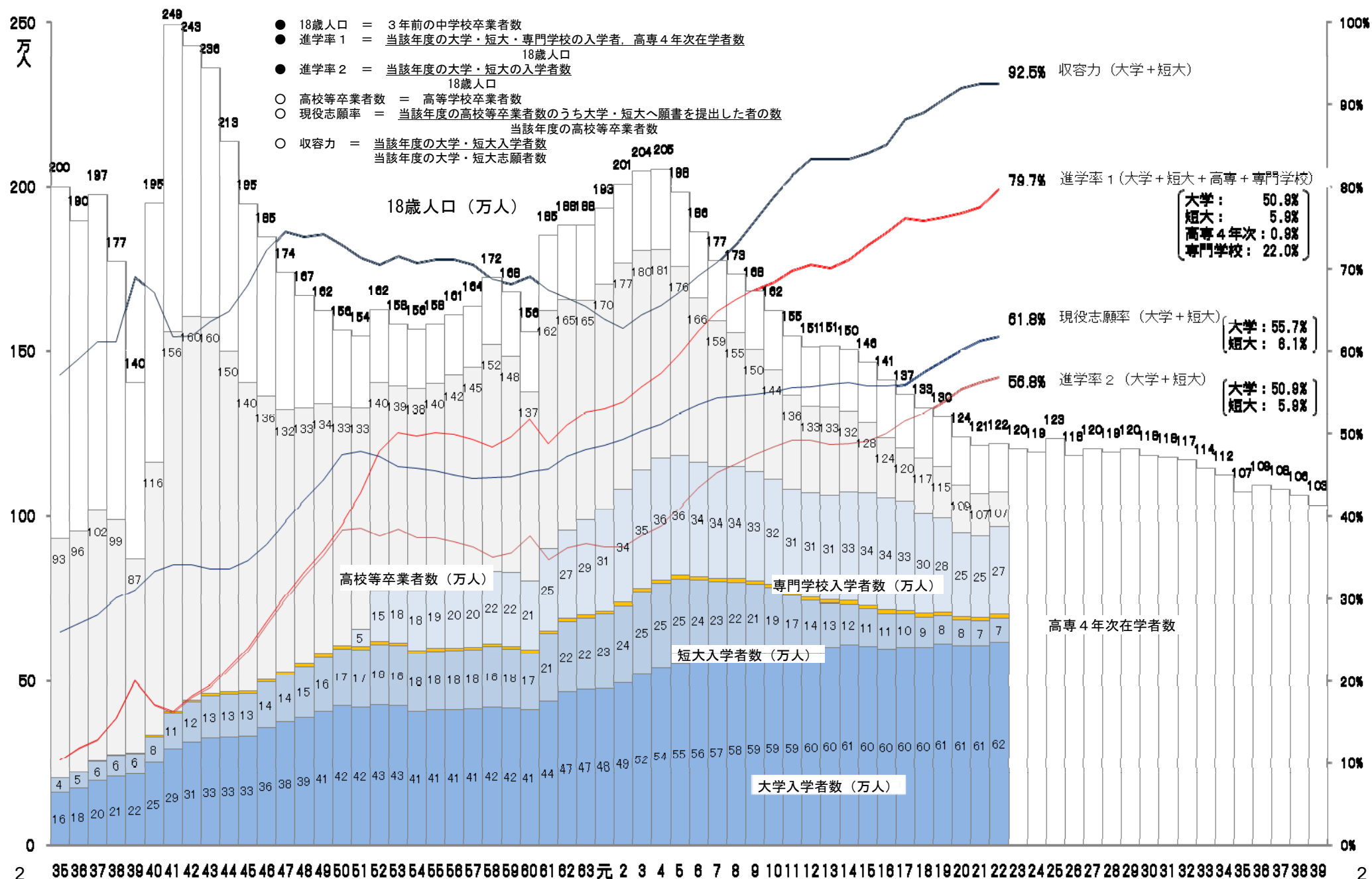


限られた資源を効率的に
活用し，全体として
質の高い教育を実施

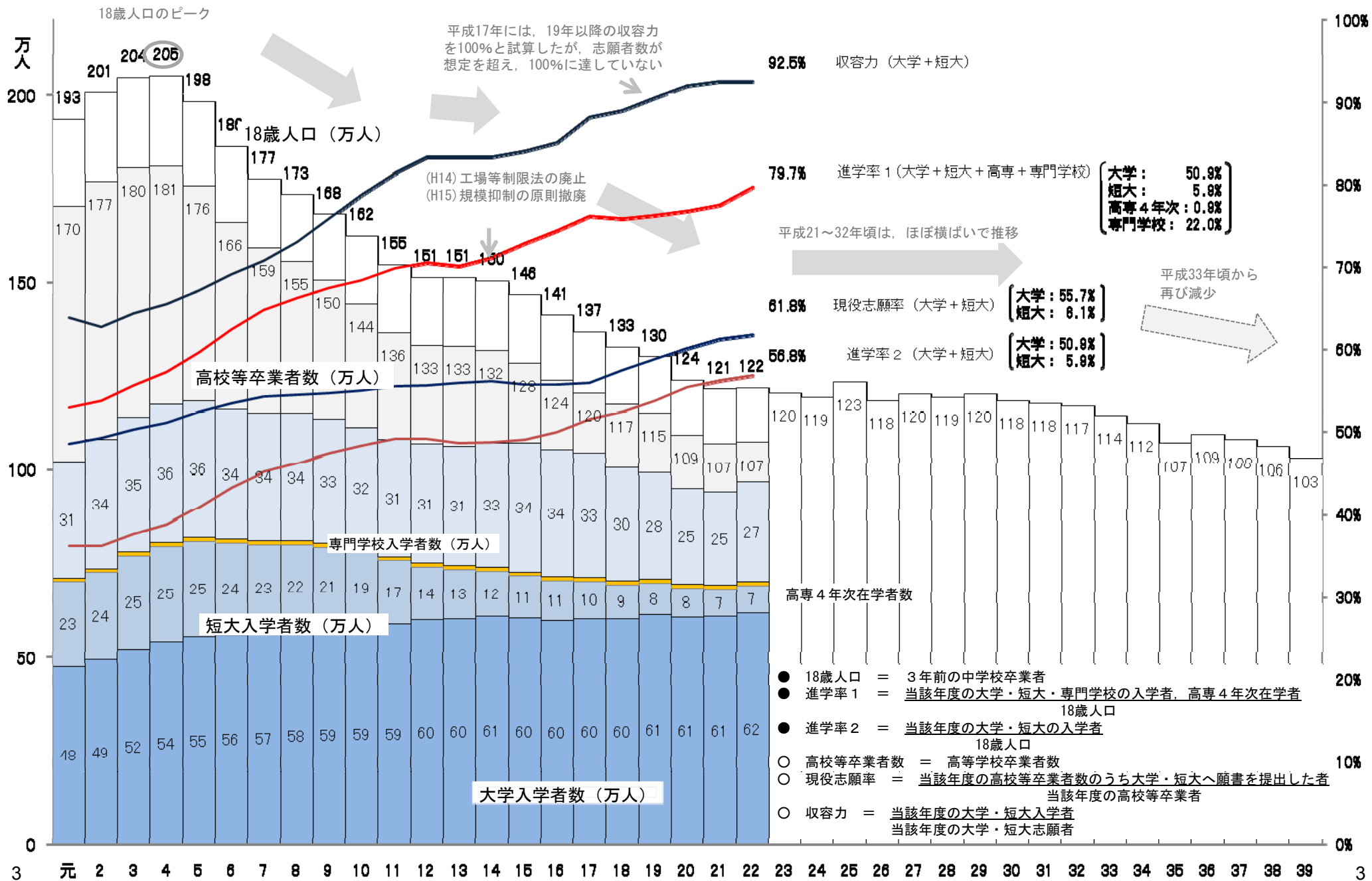
○大学は，その設置形態を問わず多様な機能を有しており，全体として発展が必要

- 国立大学は，平成14年度以降，101校から86校に再編・統合
 - ・第1期中期目標期間終了時に，各大学は，組織・業務全般の見直しを検討
- 私立大学は，過去3年で，4大学が統合，7大学が募集停止，4学校法人が合併
 - ・中教審は，自主的な機能別分化を通じ，自立・発展，連携・共同，撤退等の方向性を早期に判断できるよう支援を提言。また，私学団体が，財務・経営情報の公表を促進

1 (2) 18歳人口と進学率等の推移



1 (3) 18歳人口と進学率等の推移（平成元年度以降）



2. なぜ、今「教育情報の公表」の議論が行われたのか

(1) 教育情報の公表に関するこれまでの経緯

中央教育審議会での審議や答申等において、平成10年以降、大学の教育研究に関する情報の公表が繰り返し提言され、平成11年には、教育研究活動等の状況に関する情報の積極的な公表に関する規定が大学設置基準等に盛り込まれた。その後も、通知の発出等を通じ、取組の充実を促進。

平成10年 「21世紀の大学像と今後の改革方策について(答申)」



平成11年 大学設置基準等改正

大学設置基準第2条等において、
情報の積極的な公表について規定



平成16年 「規制改革・民間開放推進三か年計画」

平成17年 「我が国の高等教育の将来像(答申)」

平成17年 文部科学省高等教育局長通知

※「大学による情報の積極的な提供について(17年3月14日付)」

平成20年 「学士課程教育の構築に向けて(答申)」

平成21年 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る
手続き等に関する規則等の一部改正

情報の積極的な公表に
関する取組を促進

1. 教育研究活動の公表と情報の積極的な提供

「大学は、教育研究活動の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。」(学校教育法第113条)

「大学は、当該大学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。」(大学設置基準第2条)

《平成17年の施行通知で例示されている公表すべき情報》

- ・大学の設置趣旨・特色
- ・開設科目のシラバス等の教育内容・方法
- ・教員組織や施設・設備等の教育環境及び研究活動に関する情報
- ・評価結果等に関する情報
- ・学生の卒業後の進路、受験者数、合格者数、入学者数等の入学者選抜に関する情報

《このほか、平成17年中教審答申で提言された公表すべき情報》

- ・大学が、自らが選択する機能や果たすべき社会的使命
- ・社会に対する「約束」ともいえる設置認可申請書や学部・学科等の設置届出書

2. 自己点検・評価の結果の公表

「大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況において自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。」(学校教育法第109条)

3. 人材養成目的の公表

「大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定め、公表するものとする。」

(大学設置基準第2条の2)

《平成19年の施行通知》

「目的の策定に当たっては、各大学のそれぞれの人材養成上の目的と学生に修得させるべき能力等の教育目標を明確にし、これらに即して、体系的な教育課程を提供するとともに、責任ある実践のための人的、組織的体制、物的環境を整えることに資するよう留意すること。また、組織として目的を共有するため、学則、学部規則又は学科規則などの適切な形式により定めるとともに、大学のホームページ等を活用し、これを広く社会に公表するよう留意すること。」

4. 成績評価基準等の明示

「大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。」

「大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。」

(大学設置基準第25条の2)

2. (2) 中央教育審議会の諮問の内容(平成21年9月)

【諮問の内容】

1. 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学制度と教育の在り方
 - (1) 社会や学生からの多様なニーズに対応する大学教育
 - (2) 「学位プログラム」を中心とする大学制度, 教育への再構成
 - (3) 社会的要請の特に高い分野における人材養成
 - (4) 大学教育の質保証システム
 - (5) 学生の履修を支援する方策
2. グローバル化の進展の中での大学教育の在り方
 - (1) 大学の国際競争力の向上のための方策
 - (2) 大学の評価における国際的な視点の導入と, 世界的規模での大学に関する評価活動への対応
 - (3) アジア域内等の国際的な学生・教員の流動性向上の促進等
3. 人口減少期における我が国の大学の全体像
 - (1) 人口減少期における大学全体の健全な発展
 - (2) 大学の機能別分化の促進と大学間のネットワークの構築
 - (3) 全国レベルと地域レベルの人材養成需要に対応した大学政策

【諮問の背景】

- (1) 国内外の状況が急速に変化し, 社会構造全体が変革期を迎えており, 大学教育についても,
 - ・ 社会や学生のニーズの多様化
 - ・ 国境を越えた大学の教育活動の進展
 - ・ 人口の減少を踏まえ, その全体のあり方を見直すべき状況にある。
- (2) そこで, 平成20年9月11日, 文部科学大臣から, 中央教育審議会(中教審)に「中長期的な大学教育の在り方について」諮問を行った。
- (3) 今回の諮問や, それを受けた審議は,
 - ・ 基本的に, 新しい制度, 仕組み, 予算システム等を提案・導入することより,
 - ・ むしろ, 既存の制度, 仕組み, 予算システム等を理論的に整理し, 21世紀初頭の現時点での意義・妥当性を再確認し,
 - ・ 今後の安定的な大学行政や大学運営の継続, 発展させる基盤を形成することを目指すもの。

中央教育審議会大学分科会では、平成21年6月に「第一次報告」を、8月に「第二次報告」を公表しており、その後の審議状況を部会等の論点ごとに整理した。

1. 質保証システムについて

○社会的・職業的自立に関する指導等の法令上の明確化：大学設置基準に位置づけるよう提言。

○教育情報の公表の促進：公表が求められる教育情報を①公的機関としての説明責任の観点（教育課程，学生，学習環境等），②教育力の向上の観点（知識・技能体系，特色ある教育研究活動等），③国際競争力の向上の観点から整理。

2. 大学院教育について

○これまでの大学院教育の施策を分野別に検証しており，今後，具体的な課題と提言を整理（新たな「大学院教育振興施策要綱」の策定を念頭）。

（関連するワーキンググループの検討）

○国際的な大学評価や海外発信の観点からの情報の公表：国際的な活動に特に重点を置く大学の情報発信を促進（教育活動の規模と内容，留学生への対応等）。

○我が国と外国の大学との組織的・継続的な教育連携の構築：ダブル・ディグリー等のプログラムを形成するためのガイドライン案を検討（学位記の方式，質保証のための実施体制整備，教育課程編成等）。

3. 大学規模・大学経営について

○大学の自主的な経営改善の取組への支援：経営基盤強化の取組の促進や，経営困難からの再生，撤退，破綻時の支援。

○財務・経営に関する情報公開の促進：財務・経営情報の公開の項目例等に関し，大学関係者により基準作成を進める。

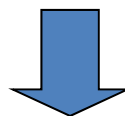
○社会人学生の受入れの促進：地域で社会人が大学で恒常的に学ぶ仕組みや，学修成果が職業生活で適切に評価・活用される仕組みを検討。

4. 大学行財政について

○全国レベル・地域レベルのそれぞれの人材養成需要に応じた政策の検討を開始。

現在の制度的な枠組みに基づき、多くの大学では積極的に情報の公表が進められ、着実な進展が見られる。

一方、一部の大学では、大学の強みや特色を分かりやすく公表し、外部から適切な評価を受けながら、教育水準の向上を図っていこうとする観点がいまだ十分でないとの指摘もあり、認証評価を含めて、各大学の教育の状況が明らかとなるような仕組みを、大学の機能別分化を踏まえて整備していくことが求められる。



中央教育審議会大学分科会質保証システム部会で、21年10月以降、教育情報の公表に関し、以下の方針に基づいて本格的に審議を開始し、基本的な考え方をとりまとめた。（「教育情報の公表の促進に関する諸施策について（審議経過概要）」（平成22年4月26日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会））

- ①教育情報を公表する基本的な考え方を整理すること。
- ②対象となる教育情報の項目を明らかにすること。
- ③これらの教育情報の公表を進める際の検討課題を整理すること。

※ 財務・経営情報は、現在、国公私の設置者毎に法令上の規定が整備されていること等を踏まえ、

大学関係団体等による情報公表に向けた自主的な取組を今後も引き続き促進。

3. どのような制度改革が行われたのか

(1) 法令による義務化

- 大学は、学生や保護者が、適切に情報を得られるようにするとともに、教育研究等を行う公的な教育機関として、その活動や取組について、社会への説明責任を果たすことが求められる。
- これらの情報の公表については、法令による義務化とし、各大学が取り組む教育情報の公表は、法令に定める基準を満たしているかという観点も踏まえて、認証評価で確認。

①教育研究上の基本となる組織に関する情報:学部, 学科, 課程等の名称

②教員組織及び教員数並びに教員の保有学位, 業績に関する情報

:教員数, 教員が教育を担当するにあたっての専門性に関する情報(教員の保有学位又は職務上の実績等)

③学生に関する情報

:入学に関する基本的な方針, 入学者数, 収容定員, 在学者数, 卒業者数, 卒業後の進路(進学者数, 就職者数, 主な就職分野等)

④教育課程に関する情報:授業科目の名称, 授業の方法及び内容並びに一年間の授業計画の概要

⑤学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっての基準に関する情報

:学修成果に係る評価, 修業年限及び修了に必要な修得単位数, 取得可能な学位

⑥学習環境に関する情報:所在地, 主な交通手段, キャンパス概要, 運動施設の概要, 課外活動の状況

⑦学生納付金に関する情報:授業料, 入学料その他の費用徴収, 利用できる授業料減免の概要

⑧学生支援と奨学金に関する情報:学内の学生支援組織, 利用できる奨学金の概要

3. (2)法令による努力義務化

- 基本的な組織等に関する情報のほか、教育情報の積極的な公表を通じて、教育力の向上を図ることが重要である。
学生がどのようなカリキュラムを通じて、どのような知識・能力を身に付けることができるかなど、実質的な教育情報を分かりやすく公表し、大学の特色ある教育活動を積極的に発信することが求められる。
- これらの情報については、法令による努力義務化を図るとともに、例えば各種の競争的資金等の申請の要件とするなどにより、情報の公表を推進することとし、各認証評価機関が大学を評価する際の参考に供されることが期待される。

①学部・学科・課程，研究科・専攻ごとの教育研究上の目的

②教育課程を通じて修得が期待される知識・能力の体系

:どのようなカリキュラムに基づいて、どのような知識・能力を身に付けることができるのか

③学修の成果に係る評価や卒業の認定に当たっての基準

※これらのうち、①③は、(1)で整理した「公的な教育機関として、学生、保護者、社会に公表が求められる情報」としての性質も併せ持つため、既に大学設置基準等に規定されている。これに関しては、法令上の関係規定を整理しつつ、(1)とともに適当な改正を行うことが必要である。

また、②に関して、各大学では、教育課程を通じて修得すべき知識・技能の体系を明らかにする取組が、自主的・自律的に進められている。こうした取組をさらに促進する観点から、可能な限りその実施を目指すことを促すことが適当である。

3. (3) 戦略的な発信事項

- 積極的な教育研究への取組を国際的に示すことを通じて、大学教育の国際競争力の向上を図る。
- 教育情報を公表していくことは、国際的に各大学の質を保証していくためにも重要である。その上で、各大学の国際的な教育研究活動の戦略的な発信に取り組むことが考えられる。

【公表が考えられる情報の例(案)】

(1) 教育活動の規模や内容等

① 学生に関する基本的な情報

- ・教員当たり学生数(フルタイムとパートタイム教員)
- ・各授業の平均学生在籍数
- ・卒業率(修業年限期間及び修業年限期間以降に卒業する学生の割合)
- ・退学者数
- ・卒業後の進路状況(資格取得の状況等)

② 明確な方針に基づく教育課程とその水準

- ・修得すべき知識・能力の明確化と、それを体系的に修得できる教育課程
- ・計画的な履修方針に基づいた授業科目名や、その体系(いわゆるナンバリング)とシラバス(学内の関連する学問分野で共通化)
- ・単位認定, 学位認定, 成績評価の基準(大学として統一方針)
- ・上記に基づく学修成果を明示するのにふさわしい学位の名称

③ 外国人教員数

④ 研究成果の生産性や水準

⑤ 教育外部資金の獲得状況

(2) 教育の国際連携の状況

- ・協定を締結している海外の大学
- ・上記大学との教員・学生交流や単位互換, ダブル・ディグリー・プログラム等の実績を示す指標
- ・国内外の大学によるネットワークへの参加状況 等

(3) 大学の戦略

(4) 留学生への対応

- ・入学手続に関する項目(入学要件(年齢・学歴)及び卒業資格要件, 海外における説明会の開催, 海外拠点におけるテレビ会議システムを活用した入学審査時の面接実施, 渡日前入学や独自の現地入試実施, 日本留学試験の利用状況等)
- ・入学後の生活に関する項目(宿舍整備, 日本語指導, カウンセリング, 学内文書の英語化, 経済的支援等)
- ・入学後の教育に関する項目(TA, RAによるサポート, 留学生のTA, RAとしての活用)
- ・学位取得に関する項目
- ・学位取得後の就職等の状況に関する項目(就職後の進路, 海外におけるインターンシップを含む企業との連携状況, OB会など卒業後のネットワーク形成状況等)
- ・英語による授業のみで学位を取得可能なコースの設置状況 等

(5) 外部レビュー等の実施状況

3. (4) 学校教育法施行規則の改正

○学校教育法施行規則の改正

1. 大学が、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。(第172条の2を新設)

- 一 大学の教育研究上の目的に関する事
- 二 教育研究上の基本組織に関する事
- 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関する事
- 四 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関する事
- 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関する事
- 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関する事
- 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関する事
- 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事
- 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事

2. 大学が、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。(同条第2項)

3. 1. による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行うものとする。(同条第3項)

※これらの規定は大学院、短期大学についても適用。また、高等専門学校にも準用する。

○認証評価において、上記の情報の公表の取組状況が確認されるよう、必要な規定を追加

(学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令第1条の改正)

※このほか、大学設置基準等の法令について所要の整理を行う。

(自己点検・評価結果の公表や、シラバス・成績評価基準の学生への明示等は、引き続き規定)

4. 今後の課題

(1) IPEDS

教育情報を、各大学が同じような形式で、ホームページに公表できるような仕組みの開発や、海外の事例を踏まえたデータベースの構築等、学生や保護者に分かりやすい情報が提供されるよう検討を進めることが求められる。

【IPEDSの概要(米国)】

米国では、全米の大学等をデータ収集の対象とした包括的なデータベースシステム「中等後教育総合データシステム」(Integrated Postsecondary Education Data System 略称IPEDS:<http://www.nces.ed.gov/ipeds>)が構築、運用されている。

なお、連邦政府の奨学金プログラム等に申請する大学等は、IPEDSへのデータ提出が実質上義務づけられている(データ提出がなければ申請できない)。

【IPEDSに掲載される項目】

領域	主な調査データ内容
機関特性	・機関名, 住所, 電話番号, URL ・入学要件(学習歴, SAT, ACT等のテストの得点, 等) ・提供する教育の種類(学術, 障害教育, 等), ミッションステートメント ・学生の資金負担(授業料, 部屋・食事, 書籍・雑貨, その他支出, 等) ・設置者, 授与する学位レベル, 学年歴
修了	・学位レベル別の修了者数データ(学生の属性, 学問分野別)
12ヶ月の在籍者数	・在籍者数 ・フルタイム換算の在学者数 ・授業時間数
人的資源	・教員の職位ごとの被雇用者数(分野, 役職, 任期等の別) ・給与(フルタイム教員のみ) ・スタッフの被雇用者数(フルタイム, パートタイム)
在籍者	・教育コース, プログラム毎の在籍者数 ・地域の進学対象年齢人口 ・学生の年齢 ・学生教員比率を計算するための, それぞれの母数 ・学生の居住地, 高校卒業状況(新入生のみ)
財務	・資金源ごとの収入(授業料, 政府補助, 契約, 寄付など) ・施設・負債 ・活動ごとの支出(教育, 研究, 学術的支援, 機関支援など) ・基金
学生への資金援助	・種類ごとの資金援助を受けた学生の数 ・種類ごとの受領額の平均
卒業率	・フルタイム学生の入学者数 ・他の機関に移った者の数 ・標準修了年限の1.5倍以内で卒業した者の数
12009年春追加データ	・障害者サービスに登録した学生の割合 ・標準修了年限の1倍, 1.5倍, 2倍での卒業率

4. (2) UNISTATS

【UNISTATSの概要(英国)】

大学への公財政の配分を担うHEFCEは、大学の説明責任を果たす観点から、2007年から Unistats (www.unistats.com)を通じ、各大学が提供する教育コース(学士課程と大学院)ごとの情報を一元的に発信。

1) 学生の入学時の情報

- ①入学した学生の入学時のスコアの分布
- ②入学前に持っていた学位等の資格

(2) 学生の内訳

- ①学生数
- ②学生の男女比
- ③成人学生（学士課程は21歳以上、大学院は25歳以上）の割合
- ④パートタイム学生の割合
- ⑤留学生の割合

(3) 学生の満足度（以下の質問に同意したパーセント）

- ①全体的に、所属コースの質に満足している
 - ・ 「全体的に、所属コースの質に満足している」
- ②所属コースの教育について
 - ・ 「教員は説明がうまい」
 - ・ 「教員によって、学習に興味がわく」
 - ・ 「教員は、教えている内容に熱意を持っている」
 - ・ 「コースは、知的刺激がある」
- ③評価とフィードバック
 - ・ 「評価基準は、あらかじめ明確に示されている」
 - ・ 「評価は公平である」
 - ・ 「フィードバックは適切である」
 - ・ 「自分の学習に対する詳しいコメントをもらった」
 - ・ 「学習に対するフィードバックにより、自分が理解していないところが明確になった」

④学習支援

- ・ 「学習に対する十分な助言と支援を受けた」
- ・ 「自分に必要なときに教員と連絡が取れた」
- ・ 「学習内容を選択するときに、よい助言が受けられるようになっていた」

⑤組織及び運営

- ・ 「時間割は効率的に機能していた」
- ・ 「コースや授業を変更するための連絡は効果的だった」
- ・ 「コースは、よく組織され、円滑に運営されていた」

⑥学習環境

- ・ 「図書館の内容とサービスは、自分のニーズに十分であった」
- ・ 「必要なときに、一般的なITを利用することができた」
- ・ 「必要なときに、特別な器具・装置・部屋を利用することができた」

⑦個人の発達

- ・ 「コースを通じて自らに対する自信を持てるようになった」
- ・ 「コミュニケーションスキルが向上した」
- ・ 「コースを通じて、未知の問題に取り組む自信がついた」

(4) 学位取得と進級

- ①学位取得者の状況（ファースト、セカンド、その他等の割合）
- ②1年次から2年次への進級の状況（継続率、中退率等）

(5) 卒業後の就職状況

- ①卒業6ヶ月後の就職の状況（10種類の専門的職業への就職率）
- ②就職者のうち、大学卒業生向けの職業と、そうでない職業の割合
- ③進学・就職・未修職等の割合

(6) その他

○QAAによる機関評価結果へのリンク

4. (3) 韓国の全国大学情報

【全国大学情報の概要(韓国)】

韓国では、「教育関連機関の情報公開に関する特例法」(2007年5月制定・施行)及び同施行令(2008年11月制定・施行)により、全ての学校に対して主要情報の公開を義務づけた。公開すべき情報として高等教育機関については13領域46～51項目が規定されており、各大学等のウェブサイトを通じての公開と、公開情報の教育科学情報部への提出が義務づけられている。また、2008年12月開設のポータルサイト「全国大学情報」(www.academyinfo.go.kr)において公開情報の検索・閲覧が可能となっている。

＜高等教育機関が公開すべき情報の内容＞

[illegible]

領 域	項 目	公開機関
「高等教育法」第 60 条から第 62 条までの是正命令等（注：設置基準違反に対する是正命令等）に関する事項	・ 違反内容及び措置の結果	大 学
大学の発展計画及び特性化計画	・ 大学の発展計画及び特性化計画	大 学
教員の研究や学生に対する教育及び産学協力の現況	・ 研究費の獲得実績 ・ 教員の担当講義の現況 ・ 奨学金受給の現況 ・ 海外の大学との交流の現況 ・ 企業と連携したカリキュラムの開設状況 ・ 技術移転による収入及び契約実績 ・ 特許出願及び登録実績	大 学 大 学 大 学 大 学 大 学 大 学 大 学
図書館及び研究に対する支援の現況	・ 蔵書の現況 ・ 図書館予算 ・ 研究施設の現況	大 学 大 学 大 学
その他、教育条件及び大学運営状況等の情報に関する事項	・ 定款 ・ 法人役員 ・ 校地確保の状況 ・ 校舎・施設確保の状況 ・ 寄宿舎の収容状況 ・ 収益用基本財産の確保状況 ・ 職員数 ・ 財政支援事業の獲得実績 ・ 「高等教育法」第 11 条の 2 に基づく大学評価（注：大学の自己評価）の結果	私 立 大 学 私 立 大 学 大 学 大 学 大 学 大 学 私 立 大 学 大 学 大 学 大 学

「公開機関」のうち、「大学」は、4年制の大学、2～3年制の「専門大学」（日本の短期大学に相当）と、学校以外（各種学校、生涯学習施設等）で学位を授与することができる高等教育を実施する教育機関を指す。

(「教育科学技術部報道資料 2008年8月7日付」を元に作成)

4. (4) 大学における教育情報の活用と公表に関する中間まとめ（平成23年8月）

大学における教育情報の活用支援と公表の促進に関する協力者会議

1. 大学の教育情報に関する現状等

- この10年間の段階的な取組を通じ、各大学による情報の公表が着実に進展。大学団体による支援も活発化しつつある。
- そうした基盤の上で、学術の中心である大学の特性や多様性を十分に踏まえながら、教育情報を、自らの活動の把握・分析に活用し、また、教育活動を国内外に分かりやすく公表することが課題。

2. 教育情報の公表・活用の促進方策

【大学ポートレート(仮称)の趣旨】

(1) 各大学の自主的・自律的な取組

- ・ 各大学が、自らの使命・教育活動の状況を分かりやすく示す工夫を促進
- ・ 国際競争力の強化のため、海外への積極的な情報発信

- 教育情報を、大学が自らの活動状況を把握・分析するために活用。

- 各大学の多様な教育活動を国内外に分かりやすく発信。

- ・ 公表が義務化された教育情報や、学校基本調査で用いられる基礎的な情報とともに、小規模大学や地方大学を含む各大学の特色や強みを表す内容とその表示を工夫。

(2) 大学団体等による支援

- ・ ガイドライン作成
- ・ 優れた大学改革の取組などの収集と発信

- ・ 画一的なランキングを助長しないようにしつつ、分野等に着眼しながら、一定の範囲で比較可能なものとする。

- ・ グローバルな教育活動を重視する大学に関する海外発信。

(3) 大学の負担の軽減

- ・ 学校基本調査等の基礎的な情報の共有・公表の仕組みを構築
- ・ 文部科学省の調査等について、項目の削減や調査頻度を見直し

- 各大学の業務負担軽減。

(4) 教育情報の活用と公表を進めるための場の整備

- データベースを用いた教育情報の活用・公表のための共